

令和6年第2回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 令和6年6月26日(水)

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 議員

答弁者 知事、交通企画監

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 特定利用港湾について</p> <p>(一) 指定を受ける理由について</p> <p>政府は4月1日、全国7道県に16カ所、うち道内は石狩湾新港を含む5カ所の港湾を「特定利用空港・港湾」に指定しました。</p> <p>平常時から、自衛隊・海上保安庁の艦船の円滑利用のため港湾管理者と連絡・調整体制を構築し、緊急時対応等の円滑化・迅速化を図るとしてありますが、特定利用港湾に指定されなければならない明確な事象が1件でも確認されたのでしょうか。</p> <p>自衛隊・海上保安庁とは、平常時から十分連携してきたはずですが、指定を受けなければならない明確な理由があるのか、伺います。</p> <p>(二) 指定の説明と道民理解について</p> <p>知事は石狩湾新港管理組合の管理者として、道民の疑問や不安を解消する丁寧な説明を求める要望書を国に提出していますが、十分説明されたとは言い難い状況です。</p> <p>要望では「軍港化や攻撃目標となる蓋然性が高まること」について、説明を求めています。国からどう説明され、知事は納得に至ったのでしょうか。道民への説明は十分に行われ、理解が得られたと知事は認識しているのですか。お答えください。</p> <p>(三) 道議会への説明について</p> <p>石狩湾新港管理組合の構成自治体である小樽市及び石狩市では、議会で事前に説明がありましたが、道議会に事前の説明は一切ありませんでした。これが知事の言う丁寧な説明なのでしょうか。道議会に何らの報告を行わなかった理由を伺います。</p> <p>(四) 判断基準等について</p> <p>「港湾施設の円滑な利用に関する確認事項」にある「国民の生命財産を守る上で緊急性が高い場合」とは具体的に何を指すのか伺います。</p> <p>また、特定利用港湾として利用する「合理的理由」はどのように判断し、どのような基準で許可・不許可の判断を</p>	<p>(交通企画監)</p> <p>特定利用港湾についてでございますが、自衛隊及び海上保安庁が空港及び港湾を利用する際には、その都度施設管理者との調整が行われてきたところではございますが、過去には、道外の施設において、必要な調整が円滑に行われず、利用を断念した事例があるとされております。</p> <p>また、国からは空港及び港湾は施設ごとに構造や立地条件が違うことから、平素からそれぞれの特性を習熟しておくことが重要であり、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うことを目的として、今回、自衛隊及び海上保安庁が施設管理者との間であらかじめ利用調整の枠組みを設けることで、円滑な利用が可能となるものとされております。</p> <p>(知事)</p> <p>道民の皆様への説明についてでございますが、特定利用港湾の選定にあたっては、道及び石狩湾新港管理組合として、国に対し、港湾利用者や周辺住民はもとより、不安や疑問を抱く方もいらっしゃることから、広く道民の皆様丁寧かつ十分な説明や周知を行うよう要望したところであります。</p> <p>その後、国においては、新たに基地や駐屯地の設置を目的とするものではないこと、平素の利用のみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえないことなどの考え方を公表するとともに、道民の皆様などからのお問合せにも対応する窓口を設置し、不安や疑問の解消に向けて取り組まれているものと考えております。</p> <p>(交通企画監)</p> <p>次に道議会での説明についてでございますが、特定利用港湾の選定にあたりましては、不安や疑問を抱く方もいらっしゃいますことから、国に対し、広く丁寧かつ十分な説明や、周知を行うよう要望していたところ、3月5日に国の考え方が公表されたものでございます。</p> <p>これを受けまして開会中の令和6年第1回定例会におきまして、国の総合的な防衛体制の強化に係る取組に関し、道といたしましては、「特定利用空港・港湾」は民生利用を主としつつ、自衛隊及び海上保安庁の艦船や航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進が図られるとの認識や石狩湾新港の管理者、または、苫小牧港管理組合の構成団体として、国の考え方や関係自治体の意向などを考慮しながら対応していくことについてお示ししたところでございます。</p> <p>(交通企画監)</p> <p>次に利用の判断についてでございますが、「港湾施設の円滑な利用に関する確認事項」における国民の生命財産を守る上で緊急性が高い場合としては、弾道ミサイルへの対処や災害時における救援部隊の派遣などが想定されているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>行うのか、具体的にお示し願います。</p> <p>【再質】 二 特定利用港湾について (一) 指定を受ける理由について 必要な調整が円滑に行われず利用を断念した事例があるとのことでしたが、知事が管理者である石狩湾新港を含め、今回指定された道内各港湾ではそのような事例は確認されておりません。このような状況下で指定を受ける理由にはならないと思いますが、見解を伺います。</p> <p>【再質】 二 特定利用港湾について (二) 指定の説明と道民理解について 鹿児島県、福井県、熊本県、沖縄県の9箇所の空港13箇所の港湾では、ミサイル攻撃の標的になる不安などが解消されなかったことなどから、了解が得られなかった他、国による関係市町への説明不足を理由に、22カ所で継続協議となったと報道されています。 道や管理組合においても道民に対して丁寧な説明が必要だと考えますが、なぜ許認可を行う管理組合及び管理組合の構成団体である道自身が道民に対して説明を行わないのでしょうか。 また、国はQ&Aで特定利用港湾の米軍利用は想定していないとしていますけれども、米軍の使用は想定しないと知事は断言できるのでしょうか。</p> <p>【再質】 二 特定利用港湾について (三) 道議会への説明について 議会答弁を議会報告と同一視するような答弁には驚くばかりです。一体いつ、議会のどこに、どのように報告したというのか、明らかにしてください。 石狩湾新港管理組合の構成団体である自治体で道だけが唯一議会への報告を行っていないことは、明白な議会軽視ではないでしょうか。見解を伺います。</p> <p>【再々質】 二 特定利用港湾について (三) 道議会への説明について 知事は3月7日の道議会一般質問で円滑な利用に関する枠組みについて、適切に判断して参りますと答弁しています。覚えていらっしゃるでしょうか。知事は、質疑を通じ、道としての認識や対応についてお示ししたと答えましたが、1定ではこれから適切に判断すると答弁しただけで、議会報告と言えるものではありません。議会での答弁と議会報告は全く性質が異なります。この答弁の何処が議会への報告なのでしょう。議会への報告もなしにこれだけ重大な問題を進めた、知事の責任は極めて重く、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。このような姿勢は改めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>また、特定利用港湾としての利用は、自衛隊及び海上保安庁と緊密に連携した上で、民生利用に配慮しつつ、港湾法その他の関係法令を踏まえ、港湾管理者において判断されるものと認識してございます。</p> <p>(知事) 特定利用港湾についてであります。空港及び港湾は施設ごとに構造や立地条件が違うことから、平素からそれぞれの特性を習熟しておくことが重要とされ、自衛隊及び海上保安庁が施設管理者との間であらかじめ利用調整の枠組みを設けることで、円滑な利用が可能となるものと国から伺っております。</p> <p>(知事) 道民の皆様への説明などについてであります。特定利用港湾は、自衛隊、海上保安庁が厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため選定されたものと認識しております。 道としては、その選定にあたっては、不安や疑問を抱く方もいらっしゃるから、広く丁寧かつ十分な説明や周知を行うよう要望し、その後、国から考え方が公表されたところであり、引き続き、国に対しては、道民の皆様への丁寧な説明とともに、新たに疑問等が生じた場合は必要な対応を行うよう求めてまいります。 なお、国からは、関係省庁と施設管理者との間で設けられる利用調整の枠組みに米軍が参加することはないと伺っております。</p> <p>(知事) 道議会での説明についてであります。特定利用港湾の選定にあたっては、不安や疑問を抱く方もいらっしゃるから、国に対し、広く道民の皆様々に丁寧かつ十分な説明や周知を行うよう要望し、3月5日に国の考え方が公表されたところであり、その直後である3月7日に、開会中の令和6年第1回定例会における質疑を通じ、道としての認識や対応について、お示しをしたところでございます。</p> <p>(知事) 道議会での説明についてであります。特定利用港湾の選定に関しては、3月5日に国の考え方が公表され、第1回定例会開会中の3月7日に道としての認識や対応について、質疑を通じてお示しをしたところであります。 道としては、引き続き、国に対し、道民の皆様への丁寧な説明とともに、新たな疑問等が生じた場合は、必要な対応を行うよう求めてまいります。</p>